

桜川市いじめ防止基本方針



令和7年(2025年)3月改訂

桜川市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

このことから、桜川市は、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、その生命又は身体をいじめから守るべく、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）や「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年に「桜川市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定いたしました。

その後、令和元年12月、いじめの根絶を目指して、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（以下「県の条例」という。）が制定されたこと、令和3年4月、桜川市いじめ再調査委員会設置に伴い、従前の「桜川市いじめ調査委員会設置条例」を廃止し「桜川市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下「市の条例」という。）を制定したこと、令和5年4月施行の「こども基本法」を踏まえ、令和6年8月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）が改訂されたこと、その他、社会情勢や桜川市の現状を踏まえ、「市の基本方針」の一部を改訂することといたしました。

本市は、今後も、この「市の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他の関係者と協力して、いじめ問題に対して、その克服に向けて真剣に取り組んでまいります。いじめ防止等は、学校、地域、家庭はもとより、何よりも社会が一丸となって取り組むことが必要です。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年（2025年）3月

桜川市長 大塚 秀喜

※ この「市の基本方針」は、市内の小学校、中学校、義務教育学校に在籍する全ての児童生徒を対象として作成するものである。

なお、桜川市は、法に基づき各学校におけるいじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）の策定や学校がいじめ防止等の取組について必要な措置を講ずるものとする。

目次

はじめに

- I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方
 - 1 いじめの定義
 - 2 桜川市の基本的な考え方
- II 桜川市の取組
 - 1 いじめ問題対策に関する組織の設置
 - 2 「市の基本方針」等の周知と啓発
 - 3 教職員の研修の推進
 - 4 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組
 - 5 相談体制の周知
 - 6 豊かな心の育成の推進
 - 7 学校への助言と支援
- III 学校の取組
 - 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定と組織の設置
 - 2 いじめ防止等に関する措置
 - 3 関係機関等との連携
 - 4 教職員の研修
- IV 家庭の役割
 - 1 保護者の責務
 - 2 未然防止と早期発見・解消に向けた取組
- V 地域の役割
 - 1 未然防止に向けた取組
 - 2 早期対応に向けた取組
- VI いじめ重大事態への対応
 - 1 いじめの「重大事態」とは
 - 2 重大事態への対応について

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条1項）をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

○ 具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

2 桜川市の基本的な考え方

(1) 方針策定の意義

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるため、いまだ、いじめによって、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が少なからず発生している。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、児童生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、いじめの状況をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対応するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で児童生徒を見守ることが重要である。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにするこ

とを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 基本姿勢

ア 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。

イ いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応する。

ウ 市民のいじめ問題に関する意識を高め、市民全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。

II 桜川市の取組

1 いじめ問題対策に関する組織の設置

(1) 「桜川市いじめ問題対策連絡協議会」

いじめ防止等に関係する機関及び団体が情報共有及び連携を図るため、法第14条1項及び市の条例第2章の規定により、「桜川市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 「桜川市教育委員会いじめ調査委員会」

市立学校におけるいじめの重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため、法第14条第3項及び法28条1項並びに市の条例第3章の規定により、「桜川市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(3) 「桜川市いじめ再調査委員会」

法30条2項及び市の条例第4章の規定により、市にいじめの重大事態の再調査を行う組織として、「桜川市いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

2 「市の基本方針」等の周知と啓発

法や「市の基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめ防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。また、国及び県の通知や調査結果をはじめ、最新のいじめ問題に関する情報を積極的に収集し、適宜学校へ周知することで、学校のいじめ問題対応の取組を推進させる。

3 教職員の研修の推進

いじめ問題の現状や未然防止、早期発見、早期対応について理解を深めるなど、教職員の資質の向上を図るため、桜川市生徒指導連絡協議会等において、研修を充実させる。

4 インターネットを通じて行われるいじめ問題への対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、関係機関と連携して効果

的に対処することができるようにするなど対策を講じる。

また、児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発のための資料を配布したり、研修会を開催したりするよう、各学校に要請する。

5 相談体制の周知

児童生徒等がいじめ問題について相談できる機関等の周知に努め、いじめを受けている児童生徒やその保護者のみでなく、他の児童生徒等からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期解消を図る。

6 豊かな心の育成の推進

桜川市豊かな心育成推進協議会における研修を充実させ、学校はもとより社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの未然防止に資する。

7 学校への助言と支援

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校のいじめ問題対策について、助言と支援を行う。
- (2) 必要に応じて、警察や児童相談所等の専門機関や専門家と連携し、いじめの早期対応及び解消を支援する。
- (3) いじめに関する各学校の取組状況を毎月調査、把握し、それらの取組が当該の学校や地域の実状に応じて機能しているかを点検するとともに、必要に応じて指導と助言を行う。
- (4) いじめの早期発見、早期解消に努めるとともに、児童生徒の心のケアを図るため、県派遣のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、桜川市教育支援センター配置のカウンセラー等の有効活用を図る。
- (5) 重大事態に該当する疑いがある事案については、学校からの相談を受けて、学校と共に慎重かつ丁寧に重大事態に該当するか否か判断をする。

III 学校の取組

I 「学校いじめ防止基本方針」の策定と組織の設置

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌して、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」とする。）を策定する。

さらに、策定した基本方針をホームページなどで公開し、保護者や地域の人々と共有するほか、年度当初に教職員において共通理解を図るとともに、児童生徒や保護者に必ず説明する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第 22 条に基づきいじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、副校長や教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等により構成するいじめ防止等の対策のための組織（以下、いじめ防止対策組織と呼ぶ。）を設置するものとする。

当該組織は、学校が組織的かつ実行的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

ア 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめに係るアンケート調査等の資料や聴き取った内容の記録について適切に整理保管する役割（保存期限は指導要録の保存期間を踏まえて原則 5 年とする。）
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校の基本方針に基づく各種取組

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校の基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検・見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

2 いじめ防止等に関する措置

各学校は、全職員が連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにスト

レスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的なものが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からいじめを積極的に認知することが必要である。

このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、日頃から児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめの解消に向けた適切かつ迅速な対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法 23 条 1 項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月）継続していること。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 関係機関等との連携

(1) 保護者

学校は、児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

学校は、校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から地域協働活動推進員、民生委員、主任児童委員、青少年相談員や家庭相談員、地域住民等と連絡を取り合う。また、いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけで抱え込まずに、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながることが重要である。また、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると判断した場合は、速やかに警察、児童相談所、法務局等と連携して対処する。

なお、被害児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

スポーツクラブや学習塾、社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体等の責任者と、児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校が連携していじめ問題に対応する。

4 教職員の研修

いじめ問題に対する理解を深め、いじめ防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) 毎年、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」はもとより、法や基本方針に等についても共通理解の徹底を図るとともに、実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという認識の共有を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に対する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

IV 家庭の役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

市では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめ防止等について支援する。

I 保護者の責務

- (1) 子どもがいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努める。
- (2) 子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護する。
- (3) 国、県、市、学校等や地域社会が講じるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。
- (4) 情報モラルの理解に努め、子どものインターネットの利用状況を把握し、子どもがインターネットを利用する社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

2 未然防止と早期発見・早期解消に向けた取組

- (1) 子どもの話に耳を傾け、子どものよさを認めるなどして、子どもの理解に努めるとともに、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。
- (3) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- (4) 子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合は、学校や専門機関に相談する。
- (5) 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。
- (6) 子どもがいじめを受けていると分かった場合は、身体の安全を確保するとともに、学校と連携して、いじめ解消のための協力体制を整える。子どもがいじめをしていると分かった場合は、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- (7) 子どもを通して、いじめの情報を把握したときには、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

V 地域の役割

いじめはいつでもどこでも起こりうるので、いじめ防止等のためには、地域と学校の連携が重要である。また、大人たちが積極的に関わるなど、家庭と地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切である。

市では、以下の事項について、様々な機会を活用して、広く市民への周知、啓発を図る。

I 未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校とが互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。
- (2) 地域は、青少年育成者等を効果的に活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童生徒同士、また児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

2 早期対応に向けた取組

- (1) 地域の住民、企業の従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ、または、いじめと疑われる行為を認めたときには、当該児童生徒に声掛けを行う等をして様子を見るとともに、県教育委員会、市教育委員会、又は最寄りの学校へ連絡することに努める。
- (2) 民生委員、主任児童委員、青少年相談員や家庭児童相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、市教育委員会及び学校と協力して対応する。

VI いじめ重大事態への対応

※いじめ重大事態については、「重大事態ガイドライン」及び「いじめの重大事態対応マニュアル（茨城県教育委員会）」に基づいた対応を基本とする。

I いじめの「重大事態」とは

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、法 28 条第 1 項に基づき、「生命・心身・財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

ア 生命・心身・財産重大事態

いじめにより、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ 不登校重大事態

いじめにより相当の期間（年間 30 日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態に対する平時からの備え

学校及び市教育委員会は、平時から法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、全ての教職員が重大事態とは何か、重大事態にどのように対処すべきかを認識しておくことが必要である。学校や教育委員会は、重大事態ガイドラインのチェックリストを用いて平時からの備えの確認を行う。

さらに、学校は「学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、組織体制を構築しておく必要がある。

(3) 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

学校は、被害児童生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申

立てがあった時（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応を行う。また、重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはあってはならない。

なお、生命・心身・財産重大事態に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、市教育委員会に相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から市教育委員会に報告・相談し、慎重かつ丁寧に判断する。

2 重大事態への対応について

(1) 発生報告

重大事態が発生した時には、学校は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はそれを市長に報告する。

(2) 調査

重大事態（重大事態とは、IV 1 (1)ア、イの疑いが生じた段階を指す）が生じた段階から調査に向けた取組を開始する。市教育委員会は、その事案の調査を行う主体を判断し、どのような調査組織とするか判断する。ただし、その際、調査主体となる組織を調査委員会等の学校以外の組織と判断した場合でも、学校は速やかに児童生徒・保護者、教職員等からの聴取に基づき、次の内容を調査し記録しておく。

・「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「どのような行為を」「誰に対して」行ったか、その際の職員の対応等

なお、調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策の検討にあたる。

また、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、市教育委員会及び学校が、重大事態に該当すると判断した事案においては、市教育委員会及び学校は、自らの対応を振り返り、検証する必要がある。

(3) 情報提供

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果の報告

調査結果については、学校または調査主体となった組織から市教育委員会に、市教育委員会から市長に報告する。学校及び市教育委員会は、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援に繋がる指導を行う。

(5) 再調査

市長が必要と認めるときは、再調査委員会において再調査を行う。学校または市教育委員会は、再調査が行われる場合には、再調査委員会の指示の下に、資料を提出するな

ど調査に協力する。

(6) 関係機関との連携

重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定される。そのような事案においては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。また、重大事態にかかわらず、その解消に向けて、警察や児童相談所等の関係機関や、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要である。

(7) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。学校及び市教育委員会は、いじめの防止、早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。